



さくら

Power Alliance Tax Accountant Office  
**パワースタリオンズ税理士事務所**

News

編集 発行人

パワースタリオンズ税理士事務所  
 税理士 若杉 治  
 〒151-0073  
 東京都渋谷区笹塚3-37-1  
 第1花井ビル2F  
 TEL 03 (5365) 4744(代)  
 FAX 03 (5365) 4745  
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	.	.	.	.	.	.

**ワンポイント 相続土地国庫帰属制度**

所有者不明土地の発生予防のため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、一定要件を満たすことで土地を手放して国庫に帰属できる制度。4月27日から施行され、制度の利用に当たっては、審査手数料や土地の性質に応じて算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要です。

**4月の税務と労務**

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月1日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月1日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月1日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月17日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 5月1日

# 家族を介護する 労働者の等 介護休業



高齢者人口の増加とともに介護を必要とする人の数は増加しており、今後もその傾向が続くことが見込まれています。

介護は、育児と異なり突発的に発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難になって離職を余儀なくされることもあります。

今回は、仕事と介護を両立しやすくするための介護休業等（育児・介護休業法）や介護休業中の収入の減少を補う介護休業給付（雇用保険）について解説します。

## 一 介護休業等

### (1) 制度の全容

育児・介護休業法に定められている「介護」に関する制度には、次のものがあります。

#### 介護休業

#### 介護休暇

#### 所定外労働の制限

#### 時間外労働の制限

#### 深夜業の制限

所定労働時間短縮等の措置

### (2) 介護休業

#### 概要

要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます。

ここでいう「要介護状態」とは、介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合や、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合

であっても2週間以上の期間

にわたり介護が必要な状態のときには対象となります（以下同様）。

また、「対象家族」とは、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫をいいます（以下同様）。

### (2) 申出

労働者は、希望どおりの日から休業するためには、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに申し出ることが必要です。

これより遅れた場合、事業主は、労働者が休業を申し出た日以後2週間経過日までの間のいずれかの日を休業開始日として指定することができます。

### (3) 介護休暇

#### 概要

通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、1年度において5日（対象家族が2人以上の場合

は年10日）を限度として、1日又は時間単位で介護休暇を取得することができます。

介護休業は、労働基準法第

39条の規定による年次有給休暇とは別に与える必要がありますが、その休暇を有給とするか否かは企業の定めによります。

前記の「1年度」とは、事業主が特に定めをしない場合には、毎年4月1日から翌年3月31日までとなります。

### (2) 申出

介護休業は、「○週間前までに申出」のような申出期限の定めがなく、口頭での申出も可能です。

当日の電話等の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は事後となっても差し支えないこととすることが必要とされています。

### (4) 所定外労働の制限

#### 概要

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。

### (2) 請求

制限の請求は、1回につき、1か月以上1年以内の期間に

ついて、開始の日及び終了の日を明らかにして、制限開始予定日の1か月前までにしなければなりません。

また、この請求は、要介護状態にある対象家族がいる限り、介護終了までの期間について何回もすることができません。

なお、所定外労働の制限の期間は、労働者の意思にかかわらず、次の場合に終了します。

・ 対象家族を介護しないこととなった場合

・ 所定外労働の制限を受けている労働者について、産前・産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合

① (5)

概要

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、その対象家族を介護するために請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせてはいけません。

② 請求

時間外労働の制限の請求は、「(4) 所定外労働の制限」の請求と同様です。

① (6) 深夜業の制限

概要

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が、その対象家族を介護するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはいけません。

② 請求

制限の請求は、1回につき、1か月以上6か月（※）以内の期間について、開始の日及び終了の日を明らかにして、制限開始予定日の1か月前までにしなければなりません。この請求は、何回もすることができません。

※(4) 所定外労働の制限」と(5) 時間外労働の制限

は、「1年」以内でしたが、深夜業の制限は「6か月」以内の期間が制限の対象です。

(7) 所定労働時間短縮等の措置

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、連続する3年間以上の期間における所定労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にする措置は、2回以上利用できる措置（エを除きます。）であって、次のいずれかの方法により講じる必要があります。

- ア 短時間勤務の制度
- イ フレックスタイムの制度
- ウ 始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
- エ 労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度

二 介護休業給付

(1) 概要

介護休業給付金は、要介護状態にある対象家族を介護する雇用保険の被保険者が介護休業を取得した場合に、支給対象となる

家族について93日を限度に3回までに限り支給されます。

介護休業給付の受給資格は、介護休業を開始した日前2年間に、原則として被保険者期間が12か月以上必要となります。

(2) 手続き

介護休業給付の申請手続は、原則として、事業主を経由して行う必要があります。

ただし、被保険者本人が希望する場合は、本人が申請手続きを行うことも可能です。

(3) 支給額

介護休業給付の1支給単位期間ごとの給付額は、「休業開始時賃金日額（※1）×支給日数（※2）×67%」（上限あり）により計算します。

※1 介護休業開始前6か月間の総支給額（賞与を除く）を180で除して算出した額。

※2 1支給単位期間の支給日数は、原則として、30日（ただし、介護休業終了日を含む支給単位期間については、その介護休業終了日までの期間）です。

## 外国人技能実習制度に関する注意喚起

外国人技能実習制度は、日本が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としているものです。

厚生労働省より、技能実習生を受け入れている事業主に対し人権侵害への注意喚起が行われています。

### 1 人身取引（重大な人権侵害・犯罪に該当）に該当する事案

次の3つを満たすものが、労働搾取目的の人身取引に該当する事案とされます。

- ① 法人または個人が財産上の利益を得る目的で、
- ② 暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またはせい弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて、

- ③ 加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせる

技能実習生に対する「強制労働」（労働者の意思に反して働かせる行為）や「中間搾取」（第三者が労働者の賃金の一部を不当に得る行為）などは、人身取引に該当する可能性があります。

### 2 人身取引に該当する可能性がある行為

以下の手段等で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為は、人身取引に該当する可能性があります。

- ・ 頭を小突いたり肩を叩く
- ・ 住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取ると脅す
- ・ 語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意する

また、解雇されたら行くところがないといった技能実習生の弱い立場につけ込み、「解雇する」、「帰国させる」などと言って働かせることも該当する可能性があります。

## 電子処方せん

電子処方せんとは、紙で発行していた処方せんを電子化しデジタルデータで運用する仕組みで、令和5年1月から順次全国の医療機関・薬局で利用が開始されました。

今まで過去の薬情報は、実際に処方・調剤した医療機関・薬局・患者自身（お薬手帳）でしか参照できませんでした。

電子化により、複数の医療機関・薬局をまたいだ薬情報が一元的にオンラインで管理され、直近に処方調剤された薬を含め、過去3年分の薬情報が参照できます。これにより、同じ成分の薬をもらうこと（重複投薬）や良くない薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

薬の受取の流れは、医師・歯科医師が処方せんを「電子処方せん管理サービス」に送信し、薬剤師がその処方せんを薬局のシステムに取り込んで薬を調剤して、患者が受け取ります。

### 高齢者雇用情報ポータルサイト 「高齢者雇用対策ラボ」

人生100年時代を迎えており、年齢に関わらず、働く意欲がある方が希望に応じてその能力を発揮できる環境を整備することが重要とされています。厚生労働省では、高齢者雇用に関する様々な取組を発信する情報ポータルサイト「高齢者雇用対策ラボ」を公開しています。このサイトでは、事業主に課

されている義務や努力義務、相談支援や仕事のあっせんサービス、助成制度など、本人のみならず、企業や自治体の方にも役立つ情報が幅広く発信されていますので、ご活用ください。「高齢者雇用対策ラボ」のキーワードで検索をすることができます。